

○公益通報等に関する規定第8条の「別に定める範囲」に関する細則

2021年3月3日

学園206.01

改正 2021年12月8日

(趣旨)

第1条 この細則は、公益通報等に関する規定(以下「規定」という)第8条に定める情報管理に関する必要な事項について定める。

(情報の共有)

第2条 通報窓口が利用された場合、通報者等の所属、氏名および連絡先に関する情報(以下「通報者等特定可能情報」という)については、つぎの各号に定める区分に応じて、当該各号に定める者(以下「窓口業務関与者」という)に限り共有する。ただし、通報者等があらかじめ明示的に同意した場合は、この限りでない。

イ 渉外室に設置された通報窓口が利用された場合

公益通報統括者、渉外室に所属する職員

ロ 法律事務所が利用された場合

法律事務所の通報受付担当弁護士、公益通報統括者、渉外室に所属する職員

2 前項のほか、通報窓口が利用された場合の通報者等特定可能情報以外の通報者等から受領した情報は、窓口業務関与者ならびに対象事案の調査に関与する公益通報等に関する規定第8条に規定する調査委員会委員(以下「調査業務関与者」という)に限り共有する。ただし、通報者等があらかじめ明示的に同意した場合は、この限りでない。

3 前項にかかわらず、法人事業会社の対象事案に関する通報等から受領した情報については、窓口業務関与者と法人事業会社が指定する者とのみ共有する。

4 第1項および第2項のほか通報窓口が利用された場合の通報者等特定可能情報以外の通報者等から受領した情報のうち、公益通報の体制整備および運用状況等を確認するために必要な範囲の情報は、学園理事会の構成員に限り共有する。ただし、通報者等があらかじめ明示的に同意した場合は、この限りでない。

5 前項にかかわらず、法人事業会社の対象事案に関する情報であって、通報者等から得られた窓口利用者特定可能情報以外の情報のうち、法人事業会社の公益通報の体制整備および運用状況等を確認するために必要な範囲の情報は、学園の法人事業会社担当理事、法人事業会社の代表取締役、役員会の構成員、管理部長に限り共有する。ただし、通報

者等があらかじめ明示的に同意した場合は、この限りでない。

- 6 第2項および第4項にかかわらず、法令違反事実に関する情報は、窓口業務関与者および調査業務関与者に加えて、必要な範囲で、法令違反事実の是正措置等の検討に関与する学園理事会の構成者および公益通報統括者が必要と認めた者ならびに必要なに応じて行政機関に限り共有する。ただし、通報者等があらかじめ明示的に同意した場合は、この限りでない。
- 7 第3項および第5項にかかわらず、法令違反事実に関する情報は、窓口業務関与者および必要な範囲で、法令違反事実の是正措置等の検討に関与する法人事業会社の代表取締役、取締役会の構成員および管理部長ならびに必要なに応じて行政機関に限り共有する。ただし、通報者等があらかじめ明示的に同意した場合は、この限りでない。
- 8 第2項から第7項の情報共有に当たっては、通報者等があらかじめ明示的に同意した場合を除き、通報者等の特定につながらないように努めなければならない。
- 9 窓口業務関与者、調査業務関与者、法令違反事実の是正措置等の検討に関与する学園理事会の構成者および公益通報統括者が必要と認めた者は、対象事案に関する記録および資料を適切に管理し、公益通報者保護法12条に基づく秘密保持等を徹底するため、学園への秘密保持誓約書を提出しなければならない

(細則の改廃)

第3条 この細則の改廃は、理事長が行う。

付 則

- 1 この細則は、2021年4月1日から施行する。
- 2 この改正細則は、2022年4月1日から施行する。